

取扱区分：「公開」

令和5年第5回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年5月10日(水) 10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和5年第5回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年5月10日(水) 午前10時02分 ~ 午前10時39分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第5番	白 石 純 治
第6番	高 橋 恵	第7番	田 中 榮 作
第8番	歳 光 時 正	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第11番	原 田 雅 之
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第4番 佐 伯 伴 章

(3) 事務局職員 3人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	神 本 和 典		

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5件

第3 報告事項

報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 9件

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 1件

報告第27号 農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について 3件

報告第28号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について 11件

報告第29号 現況が農地でないことの証明等について 5件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中17人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番・佐伯伴章委員の1人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時02分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第5回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第3番岩田実委員、第8番歳光時正委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1 ページ、2 ページの議案第24号は、1 議案 5 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田 1 筆の面積が1,808平方メートルで、申請譲受人が耕作する農地の近隣の農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、高齢で耕作できないため譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大し水稻を作付けするため、農地を取得するものです。

農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 2 番有馬委員

有馬委員

2 番の有馬です。

1 番について、補足説明をします。

去る 1 月 24 日に推進委員と事務局職員と現地を確認するとともに、譲受人とは 2 月 4 日に自宅にて意思確認をしました。

現地は稲刈り後、きちんと耕作されておりました。

譲渡人とは、4 月 13 日に事務局職員と自宅を訪問し、意思確認をしました。

譲渡人は、地区外に住み高齢であることから、以前からどなたかに譲りたい希望があったそうです。

一方、譲受人は当地が自宅から近いことや、規模を拡大するために譲り受けることにしたそうです。

譲受人は当地周辺で水稻をされており、購入した農地でも水稻をされるとのことで、トラクター等の農機具も一式整備されていま

す。

以上、特に問題はないと思われま。

よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が134平方メートルで、申請譲渡人の住居の近隣にある市街化区域内的の農地です。

権利移動は、持分の所有権移転で、譲渡人と譲受人は親子関係にあります。

譲受人は、これからも、譲渡人である母とともに野菜等を栽培するとのことです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長 (山下会長)

中山事務局長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

第7番田中委員

7番の田中でございます。

議案第24号2番について調査報告をいたします。

去る4月10日、事務局職員と一緒に現地調査を行いました。

畑は近所に迷惑をかけることなく、きれいにしており、タマネギが植えてありました。

そして4月26日に譲渡人宅に行き、外からチャイムをならしましたが応答がありませんので電話をしました。

その電話にも応答はなく、留守ということで一旦帰りました。

そして翌日、時間をちょっとずらして再度家のほうに参りましたが、やはり応答がなく留守でございますので、27日の夜、譲受人である娘さんのほうに電話して事情を話し確認しました。

そうすると譲受人はこれからも今までどおり、野菜を作っていくということでしたので、何ら問題はないと思われまして、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆、畑1筆の面積が720平方メートルで、2筆とも申請譲受人が所有する農地に接している農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住していて耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、以前から当該農地を管理しており、この度、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

また、譲受人は果樹や野菜を栽培する予定とのことです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

17番の笠井です。

3番について、去る4月14日、推進委員と事務局職員と現地確認をいたしました。

申請者には後日意思確認を致しました。

申請地は、地目は田で、一部畑として使用され野菜が栽培されていきました。

この農地については、譲渡人が親より相続したが遠方に住んでいるため耕作が困難で、以前から管理してもらっている譲受人に譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、両親の代から当該農地を管理し、引き続き管理されて

いました。

数年前までは水稻の作付けをされていましたが、現在は野菜の作付けをされています。

この度、譲渡人から貰い受けて欲しいという申し出があったので、これに応じることにしたとのことでした。

譲受人は家と農地の距離も近く、農機具も揃っていて、今後も耕作を続けるということで、何ら問題ないと思われま

す。以上、ご審議の程よろしくお願

議長（山下会長）

いいたします。

ありがとうございました。
それでは、ただ今の議案第24号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が1,160平方メートルで、2筆とも申請譲受人が利用権により耕作している農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は農業経験がなく耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

また、譲受人は水稻を栽培する予定とのことでした。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

松田委員

第15番松田委員

15番の松田です。

この土地は、譲受人の親父さんの時代から利用権設定をされて耕作されていましたが、3～4年前から譲受人が作られています。

4月28日に現地に行ったときに、既に代をかく段階となっております。

譲受人はこれまでも利用権設定をして作られており、今後も引き続き作られるということです。

何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑6筆の面積が29,734平方メートルで親子関係にある譲渡人と譲受人が共に耕作している農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人から譲受人に農園経営を移譲するものです。

譲受人は今後も、譲渡人から指導を受けながら、家族とともに果樹栽培に取り組むとのことでした。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

高橋委員

第6番高橋委員

6番、高橋です。

4月27日に推進委員、譲渡人、事務局職員とともに、現地にて確認いたしましたのでご報告いたします。

なお、譲受人とは後日直接会い、意思確認をいたしました。

譲渡人は長年、ぶどう、梨の観光農園を経営していましたが、高齢のため、息子である譲受人に経営を承継することになりました。

譲受人は5年前より一緒に観光農園の経営に携わっており、意欲的に頑張っております。

また、譲渡人は今後も農園の経営に協力していきますので、経営の承継は問題ないと思われそうです。

なお、2761番の3から2861番の2の5筆はぶどう、梨の観光農園ですが、2699番の1は自宅周辺の畑ですが、この度一緒に委譲する

議長（山下会長）

ことになります。

以上です。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

3ページ、4ページの議案第25号は、1議案5件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積324.92平方メートル、パネル枚数126枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、申請地を維持管理することが困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西高速自動車国道入口から西約460メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第

2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

3番の岩田です。

議案第25号1番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電事業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で2筆1,041平方メートルを申請するものです。

4月25日に、推進委員と事務局職員と私の3名で現地確認をしました。

現状は2筆ですけど1枚の田で続いていました。

耕作されてなく雑草が生えています。

4月28日に、譲渡人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。

自宅から遠くて、トラクター、コンバイン、農機具等の運搬が大変なので2年前まで耕作していたが、昨年からは作付けしなかったそうです。

今回太陽光発電の話があり、売却することにしたそうです。

5月8日譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第25号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第25号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積403.86平方メートル、パネル枚数158枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、申請地を維持管理することが困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、四熊市民センターから南東約310メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

山崎委員

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第16番山崎委員

16番、山崎です。

議案第25号2番については、去る4月25日に事務局職員と現地の確認を行い、また、5月1日に譲渡人と譲受人の行政書士の方と推進委員とで現地で面談し、調査と意思確認をしましたのでご報告します。

譲渡人は高齢で後継者もいないため、農地の管理に困っておられて、売却を考えられていたようです。

一方、譲受人は太陽光発電に適した土地を探しておられ、双方が一致し農地を譲渡されるものでございます。

農地には多少草がありましたが、比較的、良く保全管理をされておりました。

この農地に隣接する民家はありませんが、農地が公道に面しているため、構造物は道路から1メートル距離を置いて設置することとしており、雨水については水路に自然流下することになり、何ら問題になることはないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第25号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第25号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,983.94平方メートル、パネル枚数768枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが4基です。

譲渡人は、後継者もなく、管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、須々万支所から北西約1,400メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

第2番有馬委員

2番の有馬です。

3番について、補足説明をします。

去る4月27日に事務局職員と現地を確認するとともに、譲受人とは4月28日に、譲渡人とは5月7日にそれぞれ電話にて意思確認をしました。

現地は山あいであり、2筆とも以前は背の高い草木が生い茂っていましたが、現地確認時点ではきれいに整備されていました。

なお、周辺に人家や耕作地はありません。

本件は譲受人が太陽光発電事業を実施するために、設置条件の良い土地を探していたところ、申請地が適地であることから取得するものです。

譲渡人は遠隔地に居住し、トラクター等の農機具もないことから、自己管理していくことが困難な状況であり、売買に同意したとのことです。

なお、ここ9年余りは水稻をしていないということでございました。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第25号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号、番号3番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第25号、番号3番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第25号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

ネル設置面積495.98平方メートル、パネル枚数192枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、今後耕作の予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、勝間駅から南約150メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、道路の内側約1.5メートルの面積を除いた有効敷地面積は2,223平方メートルです。

位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は鉄道の駅から300メートル以内の第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

11番の原田です。

議案第25号4番について補足説明いたします。

去る3月25日に事務局職員と現地確認、4月25日に改めて現地確認及び申請代理人と電話にて意思確認、その後数回にわたって申請代理人と電話にて状況確認、5月4日に周辺耕作者と電話にて状況確認いたしましたので報告いたします。

申請地は水稻が収穫された状態でした。

譲渡人及び周辺耕作者の話では、昨年までは周辺耕作者が耕作していたもののその方も高齢となり、また譲渡人本人も今後耕作する予定もなく、譲受人の要望に応じ譲り渡すとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、日当たりが良く一日中日照を得ることができる申請地が適地と

判断し取得するとのことでした。

周辺は道路、農地及び太陽光発電設備が隣接しています。

住宅とは高低差もあり距離もあることからパネルの反射による照りの問題はないと考えます。

周辺農地を実質的に管理されている耕作者にも意見を伺い、水稻を栽培するにあたっての水の確保等、特に問題ないとの返答をいただきました。

隣接道路が狭いため、施工については周辺耕作者と事前に現地で打合せをするよう依頼しています。

また、草刈り等管理に関しても年2回程度行うこと、フェンスに管理者連絡先を明記した掲示版を設置するなど、管理計画も確認し、周辺耕作者へも誠意をもって対応してほしいと伝えておきました。

太陽光発電パネルのみの設置で日当たり等周辺農地への影響もないと考えます。

汚水の発生はなく、雨水は現状と同じ農業用水路への放流です。

事業計画書、平面図、被害防除計画図に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第25号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第25号、番号4番は、許可と決定いたします。

議長（山下会長）

続きまして、議案第25号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積462.97平方メートル、パネル枚数213枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、申請地を耕作する予定もなく譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市勝間公園から北西約310メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

11番の原田です。

議案第25号5番について補足説明いたします。

去る4月25日に事務局職員と現地確認及び、譲渡人と譲渡人宅にて、また申請代理人と電話にて意思確認、その後数回にわたって施工事業者と電話にて、また5月8日に現地にて状況確認いたしましたので報告いたします。

申請地は現状草が刈られ、一部防草シートが張られておりました。

譲渡人の話では申請地は少しの畑と花を栽培してきたものの、高齢にもなってきた管理していくのが困難になり、今後耕作の予定もないためこの度譲受人の申し出に応ずるとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、譲渡人も申請地の維持管理が困難になっていること、日当たりの良いことなど、申請地が適地と判断し取得するとのことでした。

周囲は道路、農地、休耕中の農地で、周辺土地所有者に事前に説明を行っているとのことでした。

その際、申請地の排水が隣接する休耕農地に流れ込むということで、隣接農地所有者と協議の結果、パイプを設置し水路の升に流すこととなりました。

パイプの排水能力以上の雨が降りオーバーフローして休耕農地に流入するのはやむを得ないと確認しているとのことでした。

草刈りに関しては年2回実施すること、フェンスに管理者連絡先を明記した掲示板を設置するとのことでした。

当事業にあたり、周辺土地所有者には誠意をもって対応することでした。

太陽光発電パネルのみの設置で日当たり等周辺農地への影響も無いと考えます。

排水は道路側溝を兼ねた農業用水路への放流ですが、申請地からの汚水の発生もなく、すでにその用水を利用する農地もなく河川への放流となっています。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第25号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

議長（山下会長）

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第25号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第25号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

5ページから7ページまでの報告第25号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は9件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページの報告第26号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページの報告第27号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、3件です。

すべて農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページ、11ページの報告第28号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎

年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は11件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページ、13ページの報告第29号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は5件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第29号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第5回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時39分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年5月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 岩 田 実

委 員 歳 光 時 正